

千歳市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、病氣中又は病氣の回復期にある児童について、集団保育が困難な期間、一時的に当該児童の保育をする病児・病後児保育事業（次条において単に「事業」という。）を行うことにより、保護者の子育て及び就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は千歳市とする。

2 事業に係る業務は、市長が適当と認める者に委託して実施するものとする。

3 事業を実施する施設は、病院、診療所、保育所等に付設された施設又は事業のための専用施設（「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号こども家庭庁育成局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」で定める基準等（実施場所、職員の配置等をいう。）を満たす施設）であって、市長が適当と認める施設（以下「病児・病後児保育施設」という。）とする。

(対象児童等)

第3条 病児・病後児保育施設における保育（以下「病児・病後児保育」という。）の対象となる児童は、市内に住所を有する生後6月から小学校第3学年までの児童であって、保育所若しくは学童クラブに入所しているもの又は保護者の勤務の都合、傷病、出産その他のやむを得ない理由により一時的に家庭での保育が困難であると認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当面症状の急変は認められないが、病氣の回復期に至っていないため集団保育を受けることが困難な者
- (2) 病氣の回復期にあるが、集団保育を受けることが困難な者

2 病児・病後児保育の利用定員は、病児・病後児保育施設ごとに市長が定める。

(閉所日及び開所時間)

第4条 病児・病後児施設の閉所日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、閉所日に開所し、又は開所日に閉所することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 病児・病後児保育施設の開所時間は、午前7時から午後6時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、臨時に開所時間を午後7時まで延長することができる。

(利用の申込み等)

第5条 対象児童の保護者は、病児・病後児保育を受けようとするときは、病児・病後児保育施設の指定する方法により、予約を行わなければならない。

- 2 前項の予約は、利用定員の範囲内で先着順に受け付けるものとする。
- 3 第1項の予約をした保護者は、病児・病後児保育を受けようとする日の前日までに千歳市病児・病後児保育申込書（第1号様式）を病児・病後児保育施設を經由して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 前項の申込書には、掛り付けの医療機関から必要事項の記載を受けた千歳市病児・病後児保育医師連絡書（第2号様式。以下「医師連絡書」という。）その他必要書類を添付しなければならない。

（承諾等の通知）

第6条 市長は、前条第3項の申込書の提出があったときは、病児・病後児保育の要否、承諾期間及び費用負担額を決定し、当該申込みをした保護者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、千歳市病児・病後児保育承諾通知書（第3号様式）又は千歳市病児・病後児保育不承諾通知書（第4号様式）により行うものとする。

（保育の期間）

第7条 病児・病後児保育の承諾期間は、連続した7日間（病児・病後児保育施設の閉所日を除く。）を限度とする。ただし、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者等の状況により引き続き病児・病後児保育が必要と認められる場合には、この限りでない。

（申込みの不承諾）

第8条 市長は、病児・病後児保育を受けようとする児童が、次の各号の一に該当するときは、病児・病後児保育の申込みを承諾しない。

- (1) 第3条第1項の要件を満たしていないとき。
- (2) 申込みの内容が事実と著しく異なるとき。
- (3) 申込みに基づく調査を正当な理由なく妨げ、又は必要な指示に従わなかったとき。
- (4) 利用定員を超えたとき。
- (5) その他市長が承諾することが不適當であると認めるとき。

（保育の制限）

第9条 市長は、病児・病後児保育を受ける児童が、次の各号の一に該当するときは、当該病児・病後児保育を中止し、又は解除することができる。

- (1) 第3条第1項の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 病状が変化し、病児・病後児保育施設において対応ができないとき。
- (3) その他市長が病児・病後児保育をすることが適当でないとき。

（保育の中止等の通知）

第10条 市長は、前条の規定により病児・病後児保育を中止し、又は解除するときは、千歳市病児・病後児保育（中止・解除）通知書（第5号様式）により第6条第

1 項の保護者に通知しなければならない。

(保護者の費用負担)

第 1 1 条 病児・病後児保育を受ける児童の保護者は、当該病児・病後児保育に要する費用について、別表に定める額（次項において「負担額」という。）を負担しなければならない。

2 前項の保護者は、負担額を納入通知書により所定の期日までに市に納付しなければならない。

3 第 1 項に定めるもののほか、同項の保護者は、給食に係る実費額を病児・病後児保育施設に支払わなければならない。

(適用除外)

第 1 2 条 この要綱は、千歳市病児・病後児保育施設条例（平成 1 4 年千歳市条例第 3 0 号）及び千歳市病児・病後児保育施設条例施行規則（平成 1 4 年千歳市規則第 5 7 号）で定める病児・病後児保育施設又はその対象となるものについては、適用しない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、千歳市病児・病後児保育事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 9 日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

児童が属する世帯の区分	1 日当たりの負担額
ア 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による扶助を受けている世帯、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に規定する里親の世帯又は市町村民税非課税世帯	0 円
イ 前年度分の市町村民税の所得割の額が 4 8, 6 0 0 円未満の世帯（アに掲げる世帯を除く。）	1, 0 0 0 円
ウ 前年度分の市町村民税の所得割の額が 4 8, 6 0 0 円以上の世帯	2, 0 0 0 円

備考

- この表における「所得割の額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。ただし、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があった場合

には、その減免後の所得割の額とする。

- 2 9月から翌年3月までの間におけるこの表の適用については、同表中「前年度分」とあるのは「当該年度分」とする。
- 3 この表に定めるもののほか、開所時間を延長する場合における午後6時から午後7時までの1日当たりの負担額は、同表アに掲げる世帯にあつては無料とし、同表イ又はウに掲げる世帯にあつては300円（当該延長が30分以内の場合にあつては、150円）とする。